

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		マンション再生事業における個人施行者に対する違反是正のための命令
根拠条例・規則等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律
条 項		第99条第1項
所 管 部 課		建設局 建築行政部 住宅政策課 (電話 : 048 - 829-1518)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>設定できません。</p> <p>(理由) 当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。</p>
	設定等年月日	平成 26 年 12 月 24 日設定 令和 8 年 4 月 1 日最終改正
備 考		